

日本司法支援センターの第5期中期目標期間終了時における 組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置

第1 基本的な考え方

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制整備の中核を担う法人として、総合法律支援法¹に基づき、平成18年に設立され、以後約20年間にわたり、(1)情報提供業務、(2)民事法律扶助業務、(3)国選弁護等関連業務、(4)司法過疎対策業務及び(5)犯罪被害者支援業務等の各種業務を適切かつ迅速に実施し、あまねく全国で必要とする者に法的支援を届ける総合法律支援の担い手として、その地歩を確立してきた。

そして、支援センターは、設立・業務開始後のこれまでの約20年間に於いて、社会経済情勢の変化や多様化する法的需要を受けて、大規模災害の被災者、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者・障がい者等、ストーカー・DV・児童虐待の被害者、旧統一教会問題等の被害者に対する法的支援をその業務に加え、また、司法ソーシャルワークやひとり親支援の充実を図るとともに、今後も犯罪被害者等支援弁護士制度の施行を控えるなど、その業務範囲を大きく拡大させており、その業務の重要性は、政府の閣議決定文書等でも繰り返し記載・確認されるとともに、今後、民事法律扶助を中心として、更に充実した総合法律支援を提供していくことが強く期待されている²。

他方で、設立から約20年間が経過する中、我が国の社会構造は大きく変容しつつあり、支援センターにおいてもそれへの対応が求められている。具体的には、支援センターは、これまで、全都道府県に地方事務所を、司法過疎地域に地域事務所をそれぞれ設け、それらの事務所等や全国1か所のコールセンター、外国人在留支援センター（F R E S C）内に設置した国際室を中心として法的支援を提供してきた

¹ 「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）（同年6月2日公布）

² 各年の「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太の方針）のほか、近時のものとして「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）、「第四次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月閣議決定）など。

が、我が国では、近時、地域差を伴いながら少子高齢化と人口減少が急速に進展し、今後更に進むことが見込まれるとともに、在留外国人の急速な増加により多文化共生への対応に直面している。あまねく全国において困難を抱える方々に必要な法的支援を届けるとの支援センターの使命を果たすためには、これら社会構造の変化に対応し、既存の体制に限らず、働き方の変化も踏まえた持続可能な総合法律支援体制を整備するとともに、増加する在留外国人を含めた多様な方々に対し、その必要性に応じてあまねく法的支援を提供できるよう、業務体制・業務内容を充実させる必要がある。

以上を踏まえ、総合法律支援を的確に実施すべく、業務の質の維持・向上を図るとともに、国費を支出するに見合った効率的で効果的な業務運営を確保するため、支援センターの組織及び業務について、以下のとおり見直しを行う。

第2 組織の基盤整備等の見直し

社会構造の変化により、常勤弁護士を含めた職員の採用・配置の難しさが見えつつある中、あまねく全国において、必要な法的支援を提供するためには、職員がやりがいと誇りをもって職務を遂行するとともに、創意工夫に基づく持続可能な組織基盤を充実・強化することが求められる。

1 職員の配置及び能力の向上

職員のワークライフバランスの充実に配慮しつつ、採用・配置の工夫を図るとともに、各職員の役職・年次・経験等に応じた適切な研修を実施するなどその能力の向上を図る。

2 常勤弁護士の採用・配置

国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割を担っている常勤弁護士の採用・配置は、支援センターの発展のために重要な課題であり、必要な人材を必要数確保できるよう、その魅力の発信も含めて採用活動を工夫するとともに、各地域の法的ニーズや業務量と個々の常勤弁護士の事情等とを総合考慮して、常勤弁護士が効率的・効果的にその能力を発揮できるように配置する。

3 一般契約弁護士等の確保

支援センターの各業務を適切に実施するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、地域の実情に応じて法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士等の人数について検討・分析し、必要数の確保に努める。

4 事務所の存置等

あまねく全国における総合法律支援の実施のため、各地域における法的ニーズ、一般契約弁護士等の数、各事務所の業務量や地域事情等を踏まえ、既存の事務所の存廃や地方公共団体等と連携した相談・支援拠点の新設も含めた検討を行い、社会構造の変化に耐え得る持続可能な法的支援体制を整備する。

5 司法アクセス拡充のための体制整備

法的支援を必要としながら自ら声を上げることができない国民等を適切な法的支援につなげるため、関係機関との連携を強化するとともに、法教育等も活用して、支援センターの業務内容の周知及び国民等の生活への更なる浸透等を図る。

第3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の見直し

1 情報提供業務

司法分野におけるデジタル化の進展、多様化する利用者の法的ニーズ、市民生活に関わる各種法制度や犯罪被害者等支援弁護士制度等の支援センターの新たな業務に適切に対応するため、情報提供の手段の多様化を図るとともに、その内容を充実させる。

2 民事法律扶助業務

民事法律扶助について、その趣旨に則った公平・適切な運用を担保するため、その執行状況を確認しつつ、アウトリーチによるアプローチやデジタル技術をも活用して、社会経済情勢の変化や関連法令の改正動向を踏まえたよりの確かつ効果的な支援を行う。デジタル技術の利活用について、担い手となる弁護士等や支援センター職員の利便性の向上にもつなげ、効果的・効率的に民事法律扶助業務を実施する。

また、利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案し、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結びつける方策を検討・実施する。

3 国選弁護等関連業務

裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で引き続き必要な協議を行うとともに、契約弁護士の確保・常勤弁護士の活用などに努め、迅速かつ確実な国選弁護人等の選任態勢の確保を図る。また、国選弁護等サービスの質が向上するよう、国選弁護等制度に対する契約弁護士の理解の向上に向けた協議・研修を実施する。

4 司法過疎対策業務

常勤弁護士を司法過疎地域に配置して必要とされる支援を適切に提供し、当該地域の司法アクセス向上を図るとともに、社会構造の変

化等も踏まえ、各司法過疎地域の実情に応じ、自治体等関係機関と緊密に連携し、デジタル技術等を駆使して、当該地域の法的ニーズに対応するための持続可能な支援体制の整備を図る。

5 犯罪被害者支援業務

令和8年4月までに開始される犯罪被害者等支援弁護士制度について、各地における関係機関との連携や契約弁護士の確保、効果的な周知・広報等を通じて、同制度の充実した運用に努める。

また、ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助等の他の犯罪被害者支援業務についても、DV等被害者援助弁護士等の紹介体制の更なる充実を図るなどして適切に運用する。

6 在留外国人等に対する支援の充実

国民と増加する在留外国人の双方が必要な法的支援を得ることができるよう、多文化共生の理念や各地域の実情を踏まえ、在留支援に係る取組とも必要な連携をしつつ、在留外国人に対する法的支援体制の整備と支援の充実に努める。

7 常勤弁護士による多様な支援の拡充

常勤弁護士が、各地の実情に応じ、それぞれ工夫して実施している司法ソーシャルワーク等の取組を更に充実させるとともに、好事例を全国的に共有してその横展開を図る。

第4 業務運営の効率化に関する事項の見直し

デジタル技術の利活用による業務フローの見直し等を行うなど、組織・業務運営の更なる合理化・効率化を図るとともに、このことも踏まえた人員の適正な再配置に努める。

第5 財務内容の改善に関する事項の見直し

厳しい国家財政等を踏まえ、引き続き、自己収入の獲得・維持に努めるとともに、民事法律扶助の立替金等債権について、効率的で効果的な管理・回収を実施し、回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努める。

第6 その他業務運営に関する重要事項の見直し

報酬・費用の立替・算定基準等については、その基準に基づいた一層適切な執行を実施するとともに、民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準を含めた業務全体の在り方について、多角的視点から必要な検討を行い、その結果の適切な反映を図る。